





2026年6月4日

郡上市議会議長 田中 義久様

請願者 郡上市社会保障推進協  
代表 山口 薫  
住所  
紹介議員 野田かつひ

健康保険法等改定に係る過重な患者負担の軽減を求める意見書提出を求める請願書

【請願趣旨】

5月29日、保険給付の大幅変更となる健康保険法等改定案が国会で可決成立しました。この改定では「一部保険外療養」が新設され、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、現行の窓口負担とは別に薬剤費の25%を特別料金として患者に追加負担を求めることになり、医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になります。加えて、こうした保険外しは将来的には薬剤のみならず診察や医療処置にも及ぶ可能性も指摘されています。

また今改定には、高額療養費制度における自己負担の月額上限を最大38%引き上げることも含まれています。そもそも高額療養費制度は、医療費が一定の上限額を超えた場合にその額を患者に支給するというもので、高額な治療や長期にわたり療養が必要な患者にとって、まさに命綱ともいえる制度です。これに対し政府は高額かつ長期の療養者の自己負担額に上限を設けるとしていますが、高額療養費制度利用者の約8割は、見直し案によって直近12ヶ月以内に3回以上上限に達した場合に適用される「多数回該当」の対象から外れ、実質的な負担増となります。患者の多くは、病気療養による医療費の負担増に加え、就労収入の減少や休職、退職となる場合も多く、この見直しによる負担増で、深刻な生活困難に陥ることが懸念されます。

政府は今回の改訂の理由について、「医療保険の給付を抑制し現役世代の保険料負担の軽減」のためとしています。しかし、従来から指摘されているようにもともと高い健康保険料に加え、患者負担を増額することで医療給付を抑制するという今回の改訂は、受診控えや受診遅れなどといった患者のいのちに直結する問題が懸念されます。

「誰もが安心して医療が受けられる」という国民皆保険の理念に基づき、今回の健康保険法等改定について、その実施時期の延期を含め過重な患者負担とならないよう抑制的運用の配慮を求めます

以上により地方自治法第99条にもとづき、国に対して下記の事項の意見書を提出されたくお願いします。

【請願事項】

OTC類似薬の追加負担及び高額療養費制度の上限引き上げの改訂について、国に対して実施時期の延期および抑制的な運用を求める意見書を提出すること。

